

第20号様式 記載の手引

- この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用してください。
- この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 「※処理事項」の欄は、記載しないでください。
- 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付して記載してください。
- 「法人番号」の欄は、法人番号(13桁)を記載してください。
- 「所在地」の欄は、本店所在地を記載し、2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、本市内の主たる事務所等の所在地も併記してください。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。
- 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に記載してください(例:電気器具製造者)。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。
- 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。
- 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄は、期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。
- 「期末現在の資本金等の額」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。
(1)連結申告法人以外の法人(③に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5イに定める額
(2)連結申告法人(③に掲げる法人を除きます。) 法第292条第1項第4号の5ニに定める額
(3)保険業法に規定する相互会社 政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額
- 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書別表1の10の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載してください。なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除戻取税額(別表1の5の金額)並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載してください。
- 連結法人及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないでください。
- 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。
- 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。
(1)連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額
(2)連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人 第22号の2様式の⑤の欄の金額
(3)連結法人及び連結法人であった法人 第20号様式別表1の⑦の欄の金額
- 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、⑤の欄の金額を②の欄の数値で除して得た額(この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値)に②の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。
- 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑬」の欄は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てて記載してください。算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
- ⑯の欄における均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。
- 「この申告により納付すべき市町村民税額⑱」の欄は、⑭又は⑯の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑭又は⑯の欄を零として計算してください。
- 「⑱のうち見込納付額⑳」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限りません。)を含みます。)が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。
- 「翌期の中間申告の要否」の欄は、次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示してください。
(1)連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人
(2)連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人
- 「法人税の申告期限の延長の処分の有無」の欄は、次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示してください。
(1)法人税法第75条の2第1項の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人
(2)連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- 「還付請求税額」の欄は、中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑭の欄又は⑯の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。
- 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合において記載する金額は、⑭の欄に記載した金額と同額になります。